

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等の電子化の進展、国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して国民健康保険加入者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

このような状況の中、平成25年6月14日閣議決定「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組みを求めるとともに、市区町村国保が同様の取組みを行うことを推進する」ことが決定しました。

上記を踏まえ、保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）については、平成26年4月1日付で改正された厚生労働省「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」及び厚生労働省「高齢者の医療の確保等に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」において保険者等はデータヘルス計画を策定し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業及び評価等を実施することになりました。

同指針においては、データヘルス計画には健康診査の結果（以下「健診データ」という。）や診療報酬明細書から得られる医療情報（以下「レセプトデータ」という。）を分析し、健康状態や健康課題を客観的な指標を用いて示すことが求められています。また、これらの分析結果を踏まえ、取組むべき課題を表し、目標を含めた事業内容の企画・実施を促しています。

台東区国民健康保険（以下「台東区国保」という。）においては、これらの背景と第2期特定健康診査等実施計画の実績等を踏まえ、台東区国民健康保険データヘルス計画・台東区国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）を一体的に策定します。

## 2 計画策定の目的

本計画は、台東区国保加入者の「健康増進」と「医療費の適正化」を目的としています。また、健康・医療情報を活用し、台東区国保加入者の特徴、健康状態や疾病状況等を把握するとともに実施してきた事業の評価を行い、効果的かつ効率的な保健事業を推進します。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、国が定めた「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」等に基づき、台東区国民健康保険が「健康たいとう21推進計画（第二次後期計画）」や、国、東京都等が策定する健康増進計画やその他関連する計画等との整合性を図り策定します。

## 4 計画の期間

計画の期間は、平成30年度～平成35年度の6年間とします。

【図表： 1-1】

